

令和7年度滝沢市行政基本条例の運用状況等の検証結果について

1 検証の根拠

滝沢市では、滝沢市自治基本条例に掲げた「将来像」「市民憲章」「目指す地域の姿」の実現を目指し、行政が果たすべき役割やルールを定めた滝沢市行政基本条例（以下「条例」という。）を平成27年4月に施行しました。

この条例の運用状況を確認し、行政運営の仕組みをより良いものにしていくため、条例第21条では毎年検証を行うことを規定しています。

（条例の検証）

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2 検証方法

市で検証結果を取りまとめ、「市民との連携協力」及び「市民意見の把握」の状況について、より分かりやすく事例別に掲載し、毎年度の検証において見直しを図っています。

（1）条例の運用状況（2～10ページ）

条例の各規定の運用状況を調査し、目的の達成に寄与する取組がなされているかを検証しました。運用状況を調査する規定は、第1章（総則）及び第7章（条例の検証）を除く全ての章とし、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の分野について、それぞれ事務主管課で評価を行いました。

（2）市民の意見の変化（11～13ページ）

たきざわ幸福実感アンケートにおける行政運営の基本原則に関する意識調査項目により、市民の意見の変化を調査しました。

（3）総括（14ページ）

上記（1）及び（2）の結果を踏まえ「必要性」「効果」「適時性」の視点から条例の有用性を検証し、条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等の必要がないか確認を行いました。

3 検証結果

現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。

(1) 条例の運用状況

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R7)
第1章 総則				
第1条 (目的)	この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例(平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。			
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。 (2)経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。 (3)コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。 (4)市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。 (5)任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。			
第2章 行政運営の原則				
第3条 (行政運営の基本原則)	市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。	●令和7年度市政経営に係る市長方針	●社会的包摂性の高い地域社会「やさしさに包まれた滝沢」を目指す第2次滝沢市総合計画の第2年度目として、令和7年度の各政策、施策に基づき、事務事業を展開しました。	企画政策課
第2項	市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。	●中期財政運営方針 ●令和8年度当初予算編成方針	●中期財政見通しの内容に基づき、中期財政運営方針(令和8～11年度)を作成しました。 ●令和8年度当初予算編成方針において、「歳入規模に見合った歳出予算」、「中長期的な政策展望を踏まえること」、「優先度に応じた事業の選択や集中」の3点を基本事項とし、予算編成を行いました。	財務課
第3項	市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和8年度実行計画書及び令和6年度事業評価の各段階において事務事業の有効性や改善についての確認を実施し、事業の見直しや改善を図りながら展開しています。	企画政策課
第4項	市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。	●滝沢市情報公開条例	●滝沢市情報公開・個人情報保護審査会を1回開催し、行政文書等を適正に取り扱っています。 ●滝沢市情報公開条例に基づき、93件(令和8年3月11日時点)の情報公開請求がありました。法令又は他の条例の規定により公開することができない情報、個人に関する情報、法人等に関する情報、文書の作成及び取得をしていない等の理由により、不開示又は文書不存としたものを除き、開示又は部分開示とし、行政文書を適正に提供しています。	総務課
		●滝沢市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱 ●広報たきざわ ●ホームページ	●法律又は条例により市長が設置する附属機関の会議については原則公開とし、ホームページで会議開催の事前公表と会議録の公表を実施しています。 ●広報(月2回発行)、ホームページ、記者会見やSNS等により、市からのお知らせやイベント情報などを発信しています。 ●視覚障がいがある方も情報が得られるよう、録音版・点字版広報を作成し希望者に送付しています。	たきざわ魅力発信室
		●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例	●条例に基づき年2回(令和6年度下半期・令和7年度上半期)財政状況を公表しました。 ●令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するとともにホームページで公表しました。 ●各地方公共団体の財政状況がより比較可能となる「統一的な基準」による財務諸表等(令和6年度決算)をホームページで公表しました。 ●予算書・決算の概要について、広報及びホームページに掲載しました。	財務課
第5項	市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●コンプライアンスの遵守及び再確認並びに事務の適正執行を図るため、法制執務研修(延べ70名参加)を実施しました。また、新たに15名を例規副主任に任命しました。 ●令和7年度の改善を要する事務処理等の報告は6件(対前年度比△20件)と減少しました。対処と改善活動の内容及び予防処置の状況について全庁に周知し、注意喚起を図っています。	総務課 企画政策課

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R7)
第4条 (行政組織の整備等)	市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。	●滝沢市部設置条例 ●滝沢市職員定数条例 ●滝沢市長部局行政組織規則 ●滝沢市職員定員管理計画	●第3次滝沢市職員定員管理計画に基づき、適正な職員数の維持と配置のため、令和7年4月1日付けで17人の職員を採用しました。	総務課
	第2項 市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針 ●滝沢市地域づくり支援職員設置要領	●令和7年度滝沢市職員研修実施計画を策定し、これに基づき内部企画研修及び派遣研修を実施する他、他団体が実施する研修への参加周知を行い、延べ949人が参加しました。 ●地域づくり支援職員33人の改選・任期更新を行い、継続して地域活動へ参加する機会を設けることで、地域住民との信頼関係構築や課題解決に向けた実践的な能力向上を図りました。 ●地域活動への参加、地域別計画のふり返り作業の支援などを行い、現場での実体験と研鑽を積み重ねることで、多様化する価値観に寄り添う職員を育成しました。	総務課 地域づくり推進課
第5条 (市民との連携協力)	市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。	●滝沢市地域づくり支援職員設置要領 ●滝沢市地域づくり活動推進事業費補助金交付要綱	●各懇談会が実施する事業に地域づくり支援職員が参画し、目指す地域の姿の実現のため、様々な地域づくり活動が展開されました。 ●地域づくり活動推進事業費補助金について、令和7年度は、地域別計画を推進するために6地域から6事業の申請があり、全て採択し、補助金を活用した事業を実施しました。 ※「市民との連携協力事例」について別掲します。	地域づくり推進課 企画政策課
	第6条 (議会との関係)	市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。	●それぞれが対等な立場で適宜情報共有するなど、協力をし合い、必要に応じて資料提供、説明を行い、円滑な議会事務を執り進めました。	総務課
第3章 市の経営に関する理念				
第7条 (経営理念)	市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。	●経営理念 ●経営の姿勢 ●行動指針	●平成27年度に経営理念、経営の姿勢、行動指針を制定し、これに基づき経営を行っています。 ●滝沢市人材育成基本方針に、市の経営理念、経営の姿勢、行動指針を掲載し、それらを踏まえた目指す職員像「幸せを実感できる地域社会の実現のため新たな価値を創造しつづける職員」を定めています。 ●経営理念等を掲載した「市の経営に関する理念」カードを新規採用職員へ配布し、職員への意識付けを行っています。 ●ホームページで公開し、市民の皆さんにもお知らせしています。	企画政策課 企画政策課
第8条 (経営の姿勢)	市は、経営理念に沿った取組の姿勢(以下「経営の姿勢」という。)を定め、これに基づき経営を行うものとする。			
第9条 (行動指針)	市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準(以下「行動指針」という。)を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。			
第10条 (経営理念等の公表)	市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。			
第4章 総合計画				
第11条 (総合計画の策定)	市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。	●第2次滝沢市総合計画(令和6年～令和13年度)	●令和6年度から令和13年度までを計画期間とする第2次滝沢市総合計画を策定しています。	企画政策課
第12条 (総合計画の構成及び期間)	総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。		●第2次滝沢市総合計画に基本構想、基本計画及び実行計画を策定しています。	企画政策課
	第2項 基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。		●第2次滝沢市総合計画に令和6年度～令和13年度の8年間を構想期間とする基本構想を策定しています。	企画政策課
	第3項 基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。		●基本計画は総合計画期間を前期と後期に分け、令和6年度～令和9年度の4年間を計画期間とする前期基本計画を策定し、展開しています。 ●令和7年度は、令和6年度からの4年間を計画期間とする前期基本計画に基づいた取組を展開しています。	企画政策課
	第4項 実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。		●各年度の実行計画書兼事業説明書を策定しています。また、実行計画に対する事業実績報告書を作成し、ホームページで公開しています。	企画政策課
第13条 (総合計画との整合)	総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。		●市が行う事業等は実行計画を策定し、総合計画に体系付けて実施しました。	企画政策課
	第2項 市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針(以下「市長方針」という。)を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和8年度の事務事業展開の基礎となる全体方針として「令和8年度市政経営に係る市長方針」を令和7年10月に策定し、全職員に通知し、事業企画及び予算編成に反映しました。	企画政策課
	第3項 市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。		●第2次滝沢市総合計画の策定段階において、総合計画への分野別計画等の適切な位置付けを図っています。	企画政策課

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R7)
第5章 市民参加の推進				
第14条 (情報の共有)	市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。	第3条第4項評価参照	同左	総務課 たきざわ魅力 発信室 財務課
第15条 (市民意見の把握)	市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。	●たきざわ幸福実感アンケート調査 ●滝沢市住民投票条例 ●滝沢市パブリックコメント実施要綱	●市民3,200人を対象とする「たきざわ幸福実感アンケート」を実施し、暮らしに関する満足度や重要度などについて定点観測し、政策等の進捗状況を測る指標として活用するとともに、自由意見により市民の意見を把握し、行政運営に反映しています。 ●市民主体のまちづくりの推進と、対話重視の行政運営を目指し、市長が地域に出向いて市民と懇談する「市政懇談会」や「市長と話そう」を実施したほか、市長が説明するテーマに関して自由に意見交換する機会として「タウンミーティング」を3回開催しました。 ※「市民意見の把握事例」について別掲します。	企画政策課
第2項	市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。			
第16条 (市民意見への対応)	市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。	●要望等事務処理規程 ●インターネットを媒体とした要望等事務処理規程	●市に寄せられた意見・要望については、担当課に回付して対応するとともに、政策調整報告会議に報告し共有を図っています。 ●声の箱、メール(ホームページ問合せフォーム)、FAX等で寄せられた住民要望等は担当課において適切に対応しています。また、公表を希望するご意見についてはホームページで公開しています。 ●寄せられた要望等に対して、適宜関係機関との連携協力を図り、適切に対応しています。	企画政策課
第6章 職員のコンプライアンスの原則				
第17条 (職員の倫理原則)	職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和7年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、市民の信頼と付託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●市長から、市民に信頼される職員に向けて訓示が行われています。	総務課
第2項	職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。		●年末年始における綱紀の厳正な保持について(通知)(令和7年12月11日付け滝総第1209003号)により、服務規律の遵守と公務員倫理の確立について一層の徹底を図るよう通知しています。	総務課
第18条 (職員の行動原則)	職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。		●「令和8年度市政経営に係る市長方針」(令和7年10月)により市が目指す姿や使命等の共有を図り、市長方針を十分に理解した上で、部課等の方針や事業企画を行い、自治基本条例の理念の実現に向けた事務事業の推進に取り組むよう全庁に通知しました。	企画政策課
第2項	職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。		●令和7年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、82人が受講しました。	総務課
第19条 (任命権者の責務)	任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●コンプライアンスの遵守及び再確認並びに事務の適正執行を図るため、法制執務研修(延べ70名参加)を実施しました。	総務課
第20条 (管理監督者の責務)	職員を管理し、又は監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和7年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、市民の信頼と付託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●令和7年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、82人が受講しました。	総務課
第2項	管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。		●職位に応じた能力を開発するため、外部研修として管理者級研修へ職員(新任課長級5人)を派遣しました。 ●令和7年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、82人が受講しました。	総務課
第3項	管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。	●人事評価制度	●滝沢市人材育成基本方針に基づき、人事評価を進めました。 ●令和7年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、82人が受講しました。 ●職員のメンタルヘルス不調の理解、ラインケアの重要性を理解するため、内部研修としてラインケア研修を課長級、総括主査級等を対象に実施し、55人が受講しました。	総務課
第7章 条例の検証				
第21条 (条例の検証)	市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。		●平成27年度から毎年検証を実施しています。	企画政策課
第2項	市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。		●これまでの検証では、条例の見直し等の必要性はないものと評価しています。	企画政策課

事例1 市民講座の開催

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康こども部健康づくり課

対象・関係団体：明治安田生命保険相互会社盛岡支社

1 事業における課題や連携協力の背景

令和2年12月8日付け滝沢市明治安田生命保険相互会社盛岡支社との健康増進に関する協定の締結に基づき、健康寿命の延伸を目的に、より多くの市民等へ自身の健康状態を確認及び健康情報の発信していただき、健康づくりの行動変容を促す取組を明治安田生命保険相互会社盛岡支社と協力して行っている。

2 連携協力事例の概要

(1) 概要

健康づくり課の市民講座において、明治安田生命保険相互会社盛岡支社の職員を講師とした講話（血管を元気に！輝く明日へ！）を実施した。併せて、野菜の摂取状況を把握できる測定などの健康に関するチェックのブースを設け、市民の健康づくりの取組を無償で行っている。

(2) 実績

令和7年9月 市民講座の開催（11：00～12：00）

野菜摂取状況を把握するための測定会（市民講座会場）

（10：30～11：00・12：00～12：30）

3 活動支援、協力内容

市で健康づくりの取組を実施する際に、会場の確保支援を行っている。

4 今後の展開

健康づくりの取組において、健康に関するチェックのブースを設け、市民等が自身の健康状態を確認することで行動変容を促し、健康寿命の延伸につなげていく。

事例2 高齢者等を対象とした見守りに関する協定

実行計画事業名：生活支援体制整備事業

事業担当課：福祉課地域包括支援センター

対象・関係団体：株式会社ベルジョイス、株式会社とくし丸

1 事業における課題や連携協力の背景

高齢者等地域住民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう互いに積極的に連携し、買い物支援事業と地域の見守り活動の持続的な継続及び地域福祉の向上に寄与することを目的として締結したもの。

2 連携協力事例の概要

連携協定の締結 令和7年11月7日

3 活動支援、協力内容

事業者が業務中において、活動の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知したときは、市又は関係機関へ相談、連絡するもの。

4 今後の展開

市内において高齢化が進む中で、今後きめ細かな高齢者の支援体制が重要であり、様々な立場から地域の見守りが活発に行われることで、異変を早期に発見することができ、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくことに繋がる。引き続き連携を深めていく。

事例3 お仕事体験事業（チャグジョブ滝沢2025）

実行計画事業名：産業振興事業

事業担当課：経済産業部企業振興課

対象：市内小中学生

関係団体：滝沢市商工会青年部、市内事業者等

1 事業における課題や連携協力の背景

滝沢市産業振興条例において、市民の役割を「産業の振興における事業者の役割の重要性を理解し、市内経済を循環させるため、事業者の提供する商品、サービス等の積極的な利用に努める」、「事業者とともに暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに努める」と規定している。

市民がこの役割を果たすためには、市内事業者を知り、その重要性を理解するための機会が必要と考えられることから、その機会を創出する機会として、市内若手事業者が組織している滝沢市商工会青年部と連携し、小学生を対象としたお仕事体験事業を実施した。

2 連携協力事例の概要

市内事業者への理解を深めるとともに、次世代の若者の地元定着に資するため、市内小学生を対象とした職業体験イベントを、滝沢市、滝沢市商工会と滝沢市商工会青年部が共同開催した。

月日 令和7年11月2日（日）

会場 滝沢総合公園体育館

出展 21社19ブース

3 活動支援、協力内容

関係団体との連絡調整、開催時の運営補助など。

4 今後の展開

産業振興及び若者の地元定着に資する事業を、関係団体と連携し継続実施していく。

事例4 学生による政策提案の事業化

実行計画事業名：大学未来共創事業

事業担当課：経済産業部若者活躍推進室

対象・関係団体：岩手県立大学総合政策学部法律・行政実習A滝沢B班、小岩井自治会、川前自治会

1 事業における課題や連携協力の背景

岩手県立大学総合政策学部では、自治体が抱える課題とその解決について、学生が現場で学びながら考え、協力して調査を行い政策提案をしていく実習が行われている。

この実習において滝沢市に対し政策を提案した学生が、地元の自治会のイベント開催に合わせて、提案内容を事業化するとともに自治会と連携しイベント運営にも関わった。

2 連携協力事例の概要

(1) 滝沢A班（川前自治会との連携）

滝沢A班は滝沢市川前地区の高齢者の課題解決をテーマに、活動視察やインタビュー調査を行い、郷土料理で学生と地域の方々が交流する「ふるさとレシピ交差点」の政策提案を行った。

その後、川前地区の民生委員とミーティングを重ね、川前地域の茶話会と合同で開催する「ふるさと食堂」を企画。岩手県の郷土料理である「ひつつみ」「赤飯」を囲んで、自分のふるさとについての語り合うことで、地域の高齢者との交流の機会を実現した。

3月7日に開催された滝沢ミライプロジェクト発表会において、これまでの活動の成果を参加者に発表した。

(2) 滝沢B班（小岩井自治会との連携）

小岩井地区の視察やインタビュー調査を行い、高齢化が進み地域交流の担い手が不足する可能性があるという課題を解決するため、交流の機会を今後も継続させることを目的に、小岩井地区の好きなところや昔の思い出を住民が自由に書き込める白地図「継続(おわらない)地図」を小岩井駅に掲示するという政策提案を行った。

10月4日に行われた「小岩井ウォーク」にあわせて、地図を掲示し、地図を通じ住民同士の交流を促進した。

また、3月7日に開催された滝沢ミライプロジェクト発表会において、これまでの活動の成果を参加者に発表した。

3 活動支援、協力内容

関係団体との連絡調整、イベント開催時の運営補助など。

4 今後の展開

政策提案である「ふるさとレシピ交差点」や「継続地図」が地域で継続運用されるよう、地域と学生による手法の検討を行い、学生と地域の連携を推進していく。

事例1 滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度の策定

実行計画事業名：参画・協働推進事業

事業担当課：市民環境部地域づくり推進課

▶ パブリックコメント

案件 滝沢市パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度

時期 令和7年12月22日～令和8年1月20日

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例2 滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

実行計画事業名：予防接種・感染症対策事業

事業担当課：健康子ども部健康づくり課

▶ パブリックコメント

案件 滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

時期 令和8年2月9日～令和8年3月6日

対象 限定なし

結果 意見等3件あり、意見を踏まえ計画の一部修正を行った。

事例3 森林意向調査

実行計画事業名：森林経営管理事業

事業担当課：経済産業部農林課

▶ アンケート調査

時期 令和8年1月から2月まで

対象 鵜飼鬼越・上鵜飼地区の森林所有者のうち、151人

目的 個人等が所有する森林の管理について、今後の意向を確認し、森林整備の推進につなげるため

結果 回答数87件

対応 森林施策へと繋げるための調査等を翌年度以降実施予定

事例4 滝沢農業振興地域整備計画農用地利用計画の一部変更

実行計画事業名：農業振興事務

事業担当課：経済産業部農林課

▶ 公告縦覧及び異議申し立て受付

案件 滝沢農業振興地域整備計画の変更

時期 令和7年8月22日から令和7年9月22日まで

対象 市民

目的 計画変更に際し意見書の提出及び異議申立の機会を設けるため

結果 意見書の提出及び異議申出ともになし

事例5 滝沢市版自分ごと化会議の開催

実行計画事業名：地域愛着向上事業

事業担当課：企画総務部たきざわ魅力発信室

▶ 市民参加型会議体の開催（滝沢市版自分ごと化会議）

案件 高齢者の移動手段について

時期 令和7年11月24日から令和8年2月15日まで

対象 無作為抽出した1,400人の市民のうち、会議への参加に応募した市民21人

目的 これまでも市政懇談会や市長と話そうなど、市民の声を直接伺う機会を設けてきたが、より多くの市民の「率直（リアル）な声」を聞くための場として開催したもの。この会議は、決定をする場ではなく、テーマを「自分ごと」としてとらえ、「自分たちなら何ができるか」「どうすれば市がもっと良くなるか」を考える場であり、参加したメンバーに「自分たちで行動すること」の必要性に気づいてもらうことも目的のひとつとしている。

結果 テーマについて、全4回にわたり意見交換を行った。議論の内容を4つにまとめ、メンバーによる提案書として作成し、市長へ提案書を提出した。参加したメンバーの意識も大きく変わり、会議の中で「自身は実際に何に取り組むか」を宣言し、すでに実践に移しているメンバーも出ている。

対応 提案書の内容について、関係課に共有するとともに、次年度以降の施策に適宜反映していく。

事例6 市民ニーズの把握と地域課題の検討のための意見交換

実行計画事業名：トップマネジメント推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ 意見交換（市長と話そう）

案件 市長と話そう

時期 令和7年4月19日から令和8年2月13日まで

対象 各地域づくり懇談会、各自治会、市長と話そう申込団体

目的 地域課題などについて、市民の皆さんと懇談するため。

結果 12回実施し、延べ139人の市民が参加し、意見交換を行った。

▶ 意見交換（タウンミーティング）

案件 令和7年度タウンミーティング

時期 令和7年9月21日（南部地区）、同年10月13日（中部地区）、同年11月9日（北部地区）

対象 限定なし

目的 市長から説明する市政概要等について、市民の皆さんと懇談するため。

結果 延べ32人の市民が参加し、意見交換を実施。参加者の年齢構成は、20代から80代まで各世代に及んだ。参加した市民からは、「参加して良かった。市政への

(1) 条例の運用状況：第14条（情報の共有）・第15条（市民意見の把握）事例関係

理解が深まった」などの感想があった。

対応 いただいた意見については、令和8年度以降の市政運営に反映していく。

事例7 地域医療の在り方を検討するための現況把握

実行計画事業名：トップマネジメント推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ アンケート調査

案件 地域における医療と介護の連携に関するアンケート調査

時期 令和7年11月から12月まで

対象 市内の居宅介護支援事業所（15か所）に勤務するケアマネジャー

結果 回答数14件（回収率93.3%）

対応 令和7年度末に策定した滝沢市地域医療の在り方に関する報告書取りまとめに当たっての基礎資料として活用した。

事例8 市長方針に基づく政策の展開

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ アンケート調査

案件 たきざわ幸福実感アンケート調査

時期 令和7年10月31日から同年11月30日まで

対象 市民3,200人（年代・地域等を考慮した無作為抽出）

目的 幸福感を育むための環境の整備の進捗状況を測るとともに、市民主体による地域づくりや市行政運営に活かすため

結果 回答数1,172件（回答率36.6%）

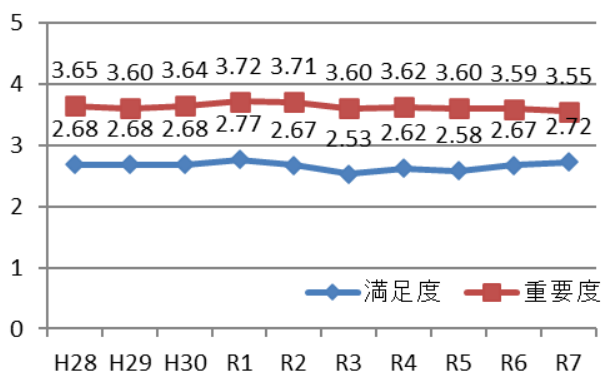
対応 自由意見については所管課に内容を伝え、行政運営に反映させるとともに、市の現在の状況や考え、対応等の回答を作成し、市ホームページで公表している。

(2) 市民の意見の変化

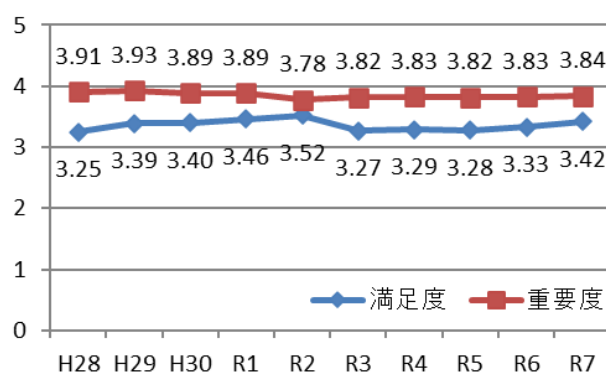
令和7年度たきざわ幸福実感アンケートでは、暮らしに関する満足度及び重要度について尋ねています(問1)。このうち、行政運営の基本原則に関する項目の結果は下記のとおりです。

➤ 市民主体の地域づくり

(41) 同じ目的を持った人との交流がある



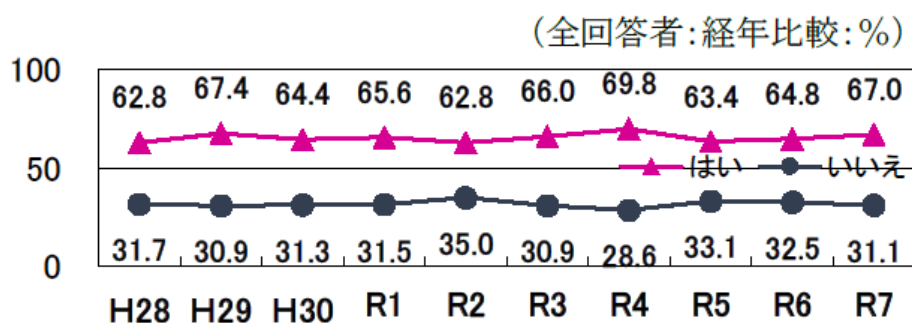
(44) 人々が集まり活動できる場所がある



「(41) 同じ目的を持った人との交流機会」及び「(44) 人々が集まり活動できる場」については、ともに、満足度が上昇しています。参考指標の「あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか」について「はい」と答えた人の割合は、前年度から2.2ポイント増加しています。

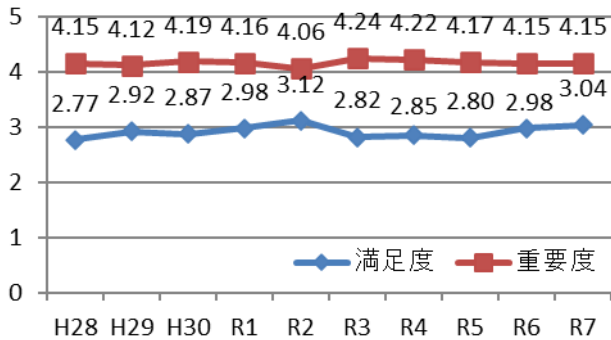
【参考指標】

問2(12) あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか。(%)

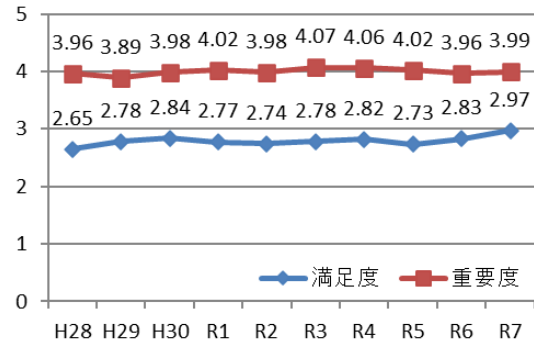


➤ 行政情報の積極的な提供

(40)必要な情報がわかりやすく伝わる



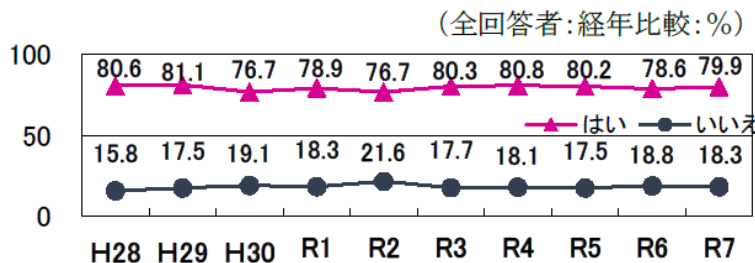
(43)必要なときに欲しい情報が得られる



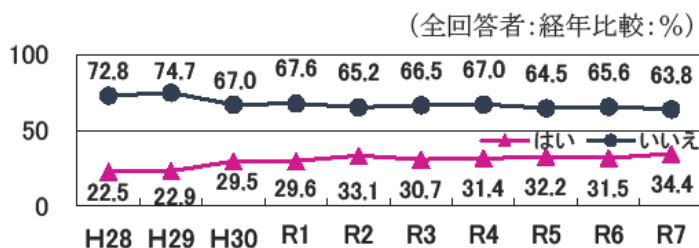
- ・「(40)必要な情報がわかりやすく伝わる」、「(43)必要なときに欲しい情報が得られる」ともに、満足度の数値が向上しており、中でも「必要なときに欲しい情報が得られる」の満足度は、令和6年度比0.14ポイント増加しています。
- ・参考資料の「(29)広報たきざわを読んでいますか」及び「(30)広報やインターネットなどで地域の情報を収集・発信していますか」についても、「はい」と答えた人の割合は増加しています。

【参考指標】

- ・問2(29)あなたは、広報たきざわを読んでいますか。(%)

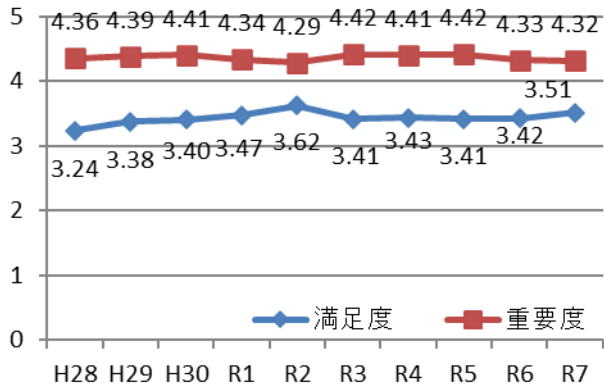


- ・問2(30)あなたは、広報やインターネットなどで、地域の情報を収集・発信していますか (%)



➤ 市の業務の効果的・効率的な執行、コンプライアンス

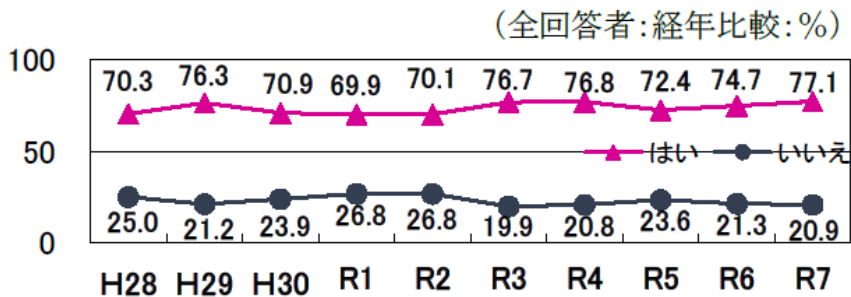
(24)市役所の仕事は信頼できる



・「(24)市役所の仕事は信頼できる」について、満足度が、昨年度比0.09ポイント増加しています。参考指標「(37)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか」について、「はい」と答えた人の割合は、前年度から2.4ポイント増加しています。

【参考指標】

問2(37)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか。(%)



(3) 総括

視点	検証・考え方
必要性	<p>市では滝沢市自治基本条例に掲げる「めざす地域の姿」の実現に向け、市民・行政・議会の三者が役割分担の下で協働しながら、それぞれ主体的に地域づくりを進めることとしています。</p> <p>本条例は、滝沢市自治基本条例第21条の規定により、行政の機能や役割、職員の行動に関する原則を明らかにしたものであり、引き続き維持・運用する必要があります。</p>
効果	<p>条例の運用状況の検証結果のとおり、本条例の各規定に基づき、個別の条例や計画、仕組み等が整備され、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の各分野において具体的な取組が推進されています。</p>
適時性	<p>市民主体による自治を基本とする行政運営の確立を目的とする本条例の規定は、滝沢市自治基本条例の各種規定に基づいたものになっています。また、アンケート調査等においては、全ての項目について満足度の向上が見られたとともに、市民意向の変化という観点では、市民の考え方等の変化は示されていません。</p> <p>以上から、上位例規との関係性及び市民意向を踏まえた適時性の観点では、有効に機能しており、本条例の運用により引き続き市民の幸福感の醸成・活力に満ちた地域の実現につながる行政運営を進めるべきと考えます。</p>

◆ 検証結果

以上の令和7年度の取組の振り返り、検証等を踏まえ、現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。